

与布土地域自治協議会規約

(目的)

第1条 本会は、「自考・自行、共助・共創」の精神を持って、住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、住み良い地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、与布土地域自治協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所を与布土地区コミュニティセンター（朝来市山東町溝黒360番地）に置く。

(活動範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、与布土地区内とする。ただし、他の協議会と協力、連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する活動
- (2) 地域活性化に関する活動
- (3) 健康・福祉に関する活動
- (4) 生活環境の保全に関する活動
- (5) 地域の防災・防火及び防犯に関する活動
- (6) 自治会活動との連携に関する活動
- (7) 関係諸団体との連携に関する活動
- (8) 行政との協働に関する活動
- (9) 県民交流広場事業に関する活動
- (10) その他目的達成のために必要な活動

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 与布土地区に居住する住民
- (2) 与布土地区で活動する自治会、団体
- (3) 与布土地区に所在する事業所
- (4) その他、会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 10名以内(区長)
- (5) 部会長 6名
- (6) 監事 2名

2 役員(部会長を除く)は、総会において選出する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (4) 幹事及び部会長は、協議会の運営を補佐する。
- (5) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会、事業部会及び広報委員会とする。

2 協議会の会議は、すべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても広く地域住民に周知するものとする。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要があると認めた場合、または、総会の構成員(以下、「構成員」という。)の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

4 総会は、50名以上の会員の出席をもって成立する。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは議長の決するところによる。

6 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 規約の変更に関すること。
- (3) 協議会の事業計画、予算、事業報告、決算に関すること。
- (4) 会長、副会長及び監事の選出並びに会計の任命同意に関すること。
- (5) その他、重要事項に関すること。

(運営委員会)

第12条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長、副会長、会計、幹事及び各部長により構成する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 6 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事業部会)

第13条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の事業部会（以下、「部会」という。）を置く。

- (1) かえるの郷部会
- (2) ごくらくの郷部会
- (3) みのりの郷部会
- (4) はぐくみの郷部会
- (5) すみやすい郷部会
- (6) つながりの郷部会
- 2 部会は、会員で構成する。
- 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し会務を総括するとともに、部会の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 8 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 9 事業部会相互の情報交換と連携を図るため、必要に応じて事業部会連絡会を開催することができる。

(広報委員会)

第14条 協議会の活動内容を地域住民に広く周知し、市民の協議会への協力並びに参画を促進するとともに、地域外へ地域情報を発信するため、広報委員会を（以下、「委員会」という。）置く。

- 2 広報委員は、次に掲げる委員により構成する。
 - (1) 部会員 6名（各事業部会1名）
 - (2) その他、委員会が必要と認める者
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 7 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置き、運営委員会の承認を経て、会長が任命する。

- 3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。
- 4 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(会計)

第16条 協議会の運営等に関する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年6月17日から施行する。

(会計年度)

- 2 平成19年度に限り、会計年度は施行の日から翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成19年8月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月23日から施行する。